

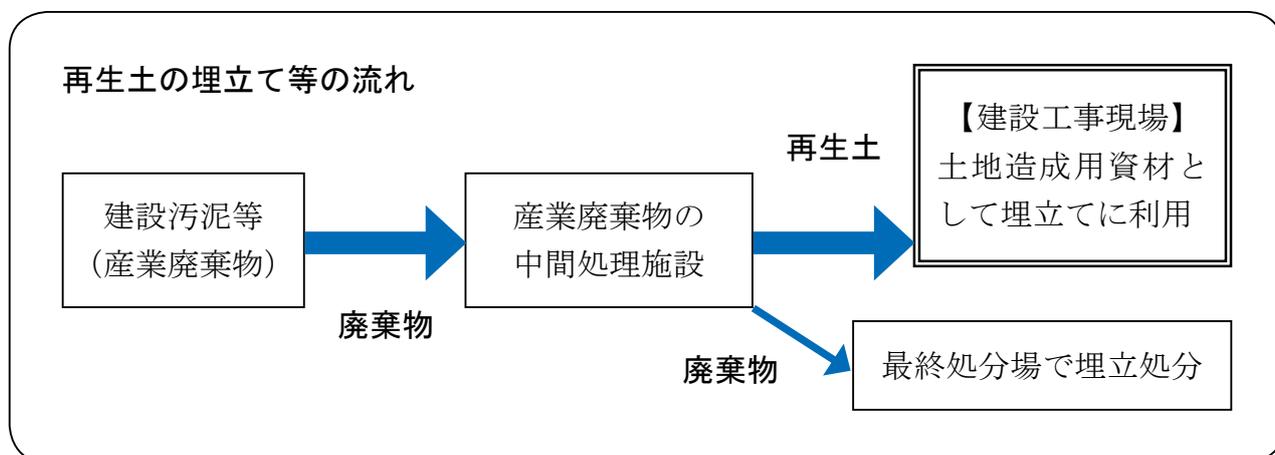
再生土の埋立て等の適正化に向けた取組

1 はじめに

近年、建設汚泥等の産業廃棄物をリサイクルして土地造成用の資材とした再生土による埋立てが広く行われています。再生土は、適正に利用する限り安全で有用な資材ですが、埋立現場の一部では、不適正な施工方法による盛土の崩落の発生や、周辺の農作物への悪影響が見られる事例が生じています。

このため、県では「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」（以下「指針」という。）を策定し、事業者に適正な埋立てを指導してきましたが、罰則をもってその遵守を強制するものではないことから、指針に基づく指導には限界がありました。

そこで県では、県民の安全・安心を確保するためにはより実効性のある仕組みが必要であると考え「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」（以下「再生土条例」という。）を平成30年10月に制定し、平成31年4月1日に施行しました。



建設汚泥のイメージ



再生土のイメージ

2 条例制定の主な背景

(1) 本県における再生土埋立ての状況

県では、平成27年9月から全県を対象に再生土を利用した埋立ての実態調査を実施しており、平成31年3月末現在で203件の埋立てを確認しています。埋立て目的としては、太陽光パネル設置、資材・車両置場の造成などが多く、法人事業用地や宅地開発などにも利用されています。

地域振興事務所別の再生土の埋立て件数

地域	葛南	東葛	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津
件数	0	1	22	57	11	7	17	4	3	11
地域	千葉	市原								
件数	18	52								

※千葉、市原地域については廃棄物指導課が所管しています。

(2) 再生土の埋立てに係る問題

ア 崩落等の発生

急勾配の埋立てによる盛土の崩落や流出が発生して、県民の生命・財産への影響が危惧される事例がありました。

イ アルカリや塩化物による環境影響

再生土には、高いpH値を示すものや高濃度の塩化物を含むものがあり、再生土の埋立現場の一部では、農作物に影響を与えるおそれのある溶出水が、雨水により周辺に流出している事例がありました。



盛土が崩落した事例



農作物への影響例

ウ 実態把握の困難性

再生土は、廃棄物をリサイクルした資材であるため、適正に利用される限りにおいては、廃棄物処理法及び県残土条例の規制対象となっておりません。そのため、実態把握には限界がありました。

エ 「再生土の埋立て」と称した廃棄物等の不適正処理

実態把握に限界があることなどから、「再生土の埋立て」と称した、廃棄物などの不適正処理事例もありました。



廃棄物の混入例



不適正な埋立て例

(3) これまでの県の対策と限界

県では、平成 28 年 9 月に指針を策定し、再生土の埋立ての実態把握に努めるとともに、適正な方法による埋立てを指導してきましたが、指針は罰則をもってその遵守を強制するものではないことから実効性の確保手段がありませんでした。

また、任意の行政指導では事業者から協力を得られないことが多く、適時に情報を把握し、十分な指導を行うことができないという限界がありました。

そこで、再生土条例を制定して、再生土の埋立て等を行う者に届出義務を課すとともに、崩落等防止措置や環境影響防止措置を義務付けました。

3 条例の内容

(1) 目的

県民の生活の安全の確保を図るとともに、地域の生活環境の保全に資することを目的とします。

(2) 規制対象

再生土を、産業廃棄物の処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものと定義し、再生土の埋立て等（土地の埋立て、盛土その他土地の堆積を行う行為）を規制対象としています。

(3) 再生土の埋立て等を行う者の義務

ア 崩落などの防止措置

盛土の崩落や流出などを防止するための措置をとることを義務付けています。

イ 環境への影響の防止措置

埋立現場から流出する水に含まれる物質（アルカリ、塩化物）により、周辺環境に影響が生じないようにするための措置をとることを義務付けています。

ウ 500㎡以上の埋立て（特定埋立て等）を行う者の義務

あらかじめ県に届出をすることや、台帳の作成、定期的な県への報告、埋立現場に標識の掲示を行うことなどを義務付けています。

(4) 条例の目的を達成するための措置

ア 措置命令など

崩落などの防止措置の義務に違反して再生土の埋立てが行われた場合や、崩落などの災害の発生を防止するため緊急の必要があると認められる場合、また、埋立現場から流出する水により周辺への生活環境の保全上の支障が生じている場合には、県は必要な措置をとることなどを命令することができます。

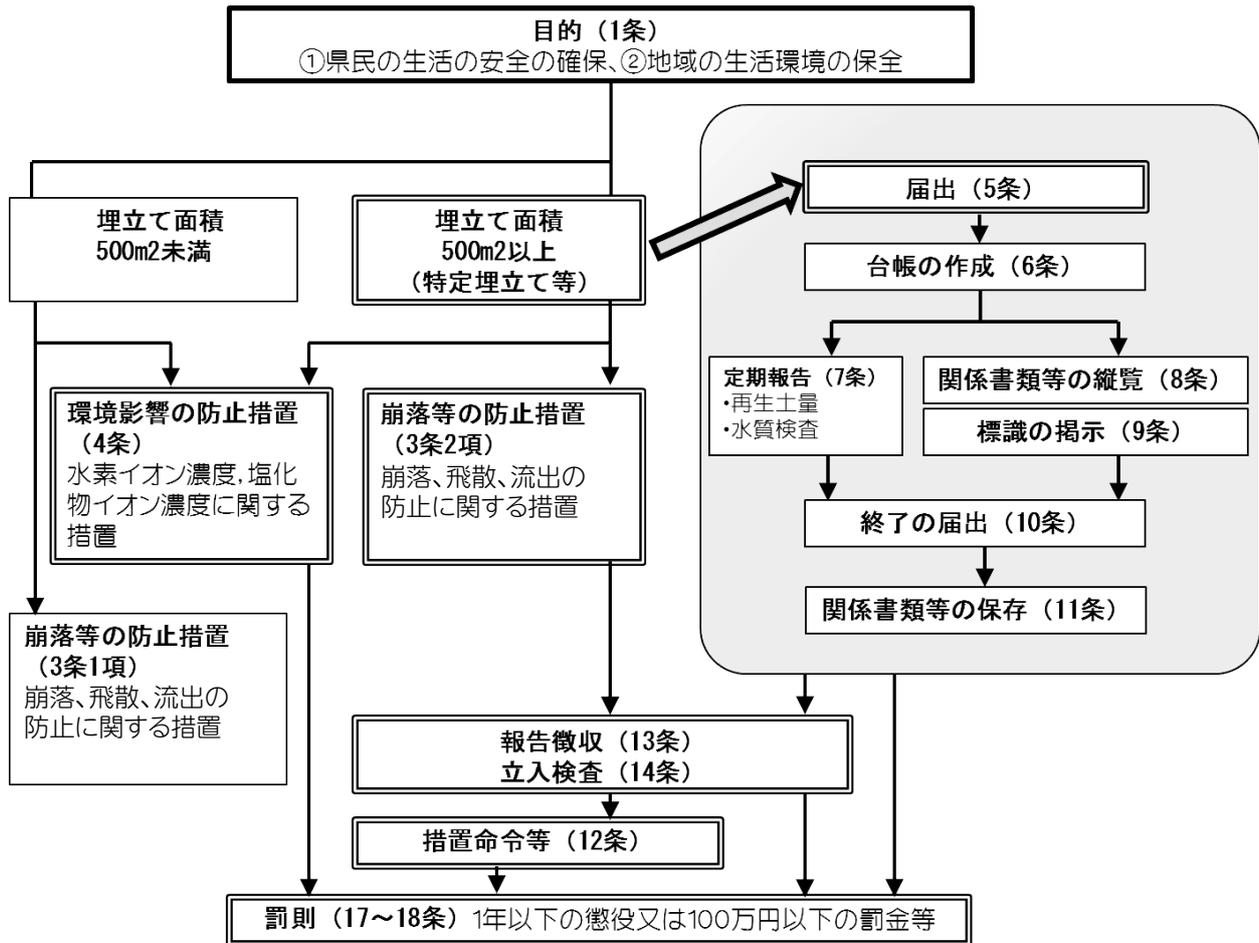
イ 報告徴収・立入検査

県は、再生土の埋立てを行っている者などに埋立状況の報告を求めることや、埋立現場などに立ち入って、検査や質問をすることができます。

ウ 罰則

命令に違反した者には、1年以下の懲役・100万円以下の罰金が、無届埋立てなどの違反者には、30万円以下の罰金が科せられます。

再生土条例の概念



4 条例施行後の取組

県では、再生土の埋立て開始前においては、事前相談、現地確認などを通じ、また、埋立て開始後は定期的に現場立入りをを行うことなどにより、再生土条例に基づいた適正な埋立てを指導しています。

併せて再生土による無届の埋立てや廃棄物の不適正処理が疑われる現場については、重点的に必要な監督、指導を行います。また、再生土の埋立て現場で廃棄物処理法等の違反が認められた場合については、当該法令に基づき厳格に対応していきます。



立入りの様子①



立入りの様子②